

## 令和6年度厚生労働省行政事業レビュー(公開プロセス)

議 題：生活困窮者自立相談支援事業等（生活困窮者自立相談支援事業費等負担金関係）

開催日時：令和6年6月17日(月)16:05～16:55

開催場所：中央合同庁舎第5号館 専用第14会議室

出席者：石田委員、大屋委員、加藤委員、島田委員、関委員、松村委員（五十音順）

### ○総括審議官(行政改革推進室長)

それでは、本日最後の事業であります「生活困窮者自立相談支援事業等(生活困窮者自立相談支援事業費等負担金関係)」を始めます。まず、担当部局から5分以内で簡潔に説明をお願いします。

### ○社会・援護局

生活困窮者自立支援室長の米田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それは、資料の説明をいたします。5分で駆け足になりますが、よろしくお願いいたします。まず、1ページです。生活困窮者自立支援制度は、社会保険制度、労働保険制度と生活保護制度の間にある第二のセーフティネットとして、平成27年4月から制度として施行されております。

続いて、2ページ、制度の概要です。この制度は、大枠としては左側の包括的な相談支援、自立相談支援事業で相談を受けまして、本人の状況に応じて、右側にある様々な支援を行うという制度です。このうち、赤い部分の自立相談支援事業と、住居確保給付金の支給として、自治体にこの2つの負担金を出してございまして、福祉事務所設置自治体の必須事業となっております。

3ページ、生活困窮者自立支援法の対象と支援の在り方です。生活困窮者の定義としては、ここにありましてございまして、支援のポイントです。まずは、相談に際して資産・収入に関する具体的な要件はないということで、できる限り幅広く対応するとされております。また、生活困窮者の方の中には、社会とのつながりが薄れて自らサービスにアクセスできない方も多いことから、アウトリーチも行いながら早期支援につながるよう配慮するとともに、孤立状態の解消などにも配慮することを、私どもから自治体に求めております。

4ページ、今日の議題の1つの自立相談支援事業の概要です。この事業は、生活困窮者の方からの相談を受けて、まず、その課題をアセスメントし、そのニーズを把握する。そして、自立支援計画をプランという形で策定しまして、そのプランに基づく各種支援が包括的に行われるように関係機関との連絡調整を実施するといった業務も行うということです。その左下にあるとおり、今は全国1,381か所に設置されてお

ます。

5 ページ、住居確保給付金についてです。上にあるとおり、離職廃業や休業などにより住居を失うおそれが生じている方に対して、家賃分の補助という形で住居確保給付金を支給することで、求職活動中における安定した住まいの確保を支援するものです。

6 ページ、こうした生活困窮者自立支援法ですが、本年 4 月に改正法が成立しました。改正はいろいろありましたが、そのうちの 1 番、居住支援の強化のための措置の所で、先ほど申し上げた自立相談支援事業と住居確保給付金に関する部分がそれぞれ改正されております。具体的には、自立相談支援事業では、相談支援の中で居住に関する支援を行うことを明確化したこと。また、住居確保給付金では、これまでの家賃分の補助に加えまして、転居についても補助するというように範囲を拡大したことです。

7 ページ、居住支援の強化ということで大きく 4 つ挙げておりますので、御参考として見ていただければと思います。

8 ページ、生活困窮者自立支援法の制定以来の支援の効果です。新規相談受付件数は、左下の①の 286 万件、そのうち、プラン作成により継続的に支援した方が 73.7 万件、右側の就労・増収者数ということで 27 万人となっております。そうしたことを通じて、生活困窮状態からの脱却・自立を図ってきたということです。

9 ページ、新経済・財政再生計画 改革工程表を 2022 年に策定しました。この中で、この制度の KPI の見直しを行ったということです。KPI の項目としては、左の表にあるとおりです。

10 ページ、住居確保給付金の支給実績の年度別推移です。令和 2 年度に前年度から約 34 倍ということで急激に伸びておりますが、これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるものです。現在、数字は落ち着いておりますが、コロナ前と比べると、まだまだ高い水準にあります。

11 ページ、今回、論点として、ここに書かれてあるとおり、改正を見据えて成果指標を検討すべきではないかという御指摘を頂いております。見直しの方向性として、私どもで書いておりますのが、下の部分です。まず、1 番の自立相談支援事業については、法改正により居住支援を強化することを踏まえて、その効果を確認するための成果指標を追加することを検討したいと考えております。具体的には、まずは住まいに関する相談体制の整備状況です。また、住まいの相談に当たっては、住まい関係の専門知識のある方々との連携が必要であるため、自立相談支援事業と住宅部局・居住支援法人との連携状況を見るということです。また、長期のアウトカムとしまして、居住支援に係るプラン作成者のうち改善が見られた方の割合を見ていければと思っております。

また、2 番の住居確保給付金ですが、こちらも法改正によって措置した内容を踏ま

えて、その効果を確認するための成果指標を追加することを検討したいと考えております。具体的には、転居費用の支給を受けたことによって家計の改善につながった方の割合を見ていけないかと考えております。説明は以上です。よろしく申し上げます。

○総括審議官(行政改革推進室長)

ありがとうございます。それでは質疑応答に移ります。先ほどと同様に進めますので、挙手をお願いします。なお、コメントシートにつきましては、16時35分から40分ぐらいをひとつ目安に置いていただきまして、質疑応答を頂きながら御記入をお願いできればと存じます。それでは、お願いします。加藤委員、お願いします。

○加藤委員

加藤です。御説明ありがとうございます。当該事業につきましては、生活困窮者を救っていこうという趣旨もあると思いますし、実際、コロナ禍で、この利用ニーズというか、そういうところを見ても非常に効果のある、皆様に利用してもらっている制度の事業ではないかと思っているところです。実際に、少しでもこういう方々が自立して労働力として活躍してもらうことが労働力不足ですから、日本にとっても必要であるということで、この事業は継続的にしっかりと続けていただく必要がある事業だと考えているところです。

実際に事業の概要を見ますと、まずは、相談窓口を利用していただくところからスタートするわけで、今の短期のアウトカムでは、相談窓口の利用件数はまだ入っていないと理解しておりますが、やはり、まず絶対値としての利用件数を増加させることが必要だとするならば、それを短期アウトカムとしてもいいのではないかと考えているところです。そちらについてコメント等があればお願いしたいというのが1点目です。

それから、もう1つの住居確保給付金については、今の設定されている金額と期間があるかと思いますが、目的達成のために、この金額とか期間が妥当であるかどうかを、何か検証ないし、御対応をされているのかというところを伺えればと思います。

すみません、1点目の自立相談支援事業のほうについて、もう1点あります。最終的に生活困窮から脱却・自立した方のその後みたいなものも、何かフォローアップというか、御確認いただいているのかどうか、多分、そこまでは手が回っていないのかもしれませんが、新規の相談受付をして窓口に来ていただいた方にプランを作成したりして、いろいろ皆様に対応いただいたと思います。途中で来なくなった方もいらっしゃるかもしれませんが、そういう方も含めて、やはり事後のフォローアップ、状況調査みたいなことをすることが、この事業をより効果的にする一つの要素を含むと思っております。何かその辺りは、そういう御対応を今後される御予定等がありますか。以上です。

○社会・援護局

ありがとうございます。まず1点目につきましては、自立相談支援事業の利用件数ということですが、新規相談受付件数という形で今は数字を取っております。ただ、レビューシートの中にはありませんので、御指摘を踏まえて、そういったものを入れることは検討していきたいと思っております。この事業自体は、窓口で待っているだけではなくて、窓口に来られない方にもなるべく、こちらからアウトリーチという形で出向いて、そして相談を受けることもやりたいと思っております。新規相談受付件数の中には、そういったものも含まれておりますので御指摘のとおり、こうした数字を見ていくことは重要と考えております。

もう1つ、自立相談支援事業を受けて自立を果たされた方のその後ということですが、現在、そういった追い掛けている数字はないのが現状です。自立という概念として、私ども、経済的自立ということもあるのですが、日常生活での自立、社会生活自立といった3つの自立の概念を持っております。必ずしも、その方々の目標の中には、働いて自活できるようになるまで行かない方も多くいらっしゃいますので、そうした方については、支援の方にも、何かあったらすぐに連絡をくれるようにということや、いつでもつながれるようにということで実務として動いていただいているのですが、数字としてはないということが現状です。今後、そうした予定があるかということについては少し、どういったふうに数字を取っていくのかという課題もありますので、今後検討していきたいと思っております。

最後の住居確保給付金についてですが、資料の5ページに、金額があります。支給額が家賃額分ということになっているので住宅扶助額は、生活保護の住宅扶助額を上限としております。支給期間は、原則3か月で、最大2回の延長で9か月までとなっております。これについて妥当かという御指摘を頂きましたが、今回の法改正で、家賃額の補助に加えて、転居費用分の補助も改正したわけで、今回の改正の際にどういった運用がなされているのかというのは今後、検討したいと思っております。その中で、現行の家賃分の補助についても、今の水準でいいのかとか、支給期間についてはどうかということを検証できるかどうかという点は、今後、検討していきたいと考えております。以上です。

○加藤委員

ありがとうございました。

○総括審議官(行政改革推進室長)

引き続きいかがでしょうか。石田委員、お願いします。

○石田委員

御説明ありがとうございます。コロナのときに非常に爆発的に増えたということで、コロナ前の水準に戻りつつあるということではありますが、それでもまだ件数が多いと思います。今回、論点の中にもありましたが、担い手になる人たちの人材の確保について、今、何か工夫されていることとかはあるのでしょうか。要するに、まだまだ件数がある中で、これだけ手厚いことをやろうと思うと、それなりの人がすごく必要ではないかということです。割とマンパワーに掛かっている事業だとお見受けしたので、この辺の人材確保とか育成みたいなのはどのようにされていますかという質問です。

○社会・援護局

どうもありがとうございます。おっしゃいますとおり、コロナ禍のときは窓口にも、たくさんの方が来られて、支援員の方がかなり大変な状況になったということがありましたので、そのときに、私どもとしては、補正予算で自立相談支援事業の支援を加配する場合の補助を行ってきました。ただ、人材の質という観点では、私どもとしては毎年、国の研修と都道府県の研修と二段構えで研修を行っております。そして、毎年、支援員の方の人材育成というのは図っております。例えば、今、行っているのは、国の研修では、主に初任者の方を対象に、制度の理念というのがあるのですが、例えば自立と尊厳を確保してくださいとか、そういったものを理念として繰り返し伝えたり、あとは支援員として求められる基本姿勢とか、支援に当たって、生活困窮者の方は基本的には自己肯定感が低い方が多いので、どういった態度で接するのがいいかといった基本的な姿勢みたいなものを相談員の方に伝えるという研修と、事例を基にグループワークで議論してもらいながらケース検討みたいな研修を行って人材育成に努めております。

○石田委員

ありがとうございます。予算の使い方を、そういう意味ではちょっとお伺いできればと思うのです。レビューシートの資金の流れでは、レビューシートの9ページ目です。この年は164億4,000万円、165億円が都道府県等に出て、その後、各都道府県で使われたということが10ページに出ているのですが、この中の生活困窮者の自立促進・被保護者の就労支援補助金等の交付で、一括して載っているのですが、大きな内訳で言うと、家賃支援で幾らとか、今の人材育成で幾らとか、何か内訳が、もし分かりましたら教えてください。

○社会・援護局

すみません、少々お待ちください。申し訳ありません、ちょっと細かい数字がない

のですが、大体の数字を私ども把握しておりますので、そこで申し上げたいと思います。まず、164億4,888万7,000円という額なのですが、この中に入っているのが、今日、私が説明した資料の参考として付けた13ページの資料に、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金というものがあります。この赤枠で囲っている自立相談支援事業住居確保給付金の合計が164億円となっています。このうち、自立相談支援事業が、大体ですが110億円強ぐらいで、住居確保給付金が50億円というのが、この年度の数字となっております。

○石田委員

ありがとうございます。自立相談支援事業の110億円というのは人件費が主になりますか、それとも、土地借料みたいなものも入っていますか。

○社会・援護局

御指摘のように、人件費が主で、ほぼ占めています。

○石田委員

ありがとうございます。今、研修とかも深めながら担い手を増やしていらっしゃるということなのですが、すみません、私の感想だけで恐縮なのですが、結局、町で担っている方は、あれもこれもそれも、みんな結局、蓋を開けるとAさんだったみたいなところで、担い手の新規の方を確保するのが非常に難しいかなというのが、そこここで聞かれるわけです。この研修を受けられる方は、全く新規で担い手になってくれる方がメインなのでしょうか。それとも、やはりいろいろなことをやっていらっしゃる方が、こちらでもできるようにというのが多いのでしょうか。

○社会・援護局

現在、研修は、主には初任者の方を対象としておりますので、どちらかというところ、この業務に就いて1、2年たった方を対象としております。

○石田委員

それは、民間の方ではなくて役所の方ですか。民間の方ですか。

○社会・援護局

失礼しました。そうですね、この事業自体は自治体がやるのですが、自治体が自分たちで直営でやる場合と、あと、NPO法人ですとか社会福祉法人に委託する場合と2つあります。ですので、支援員の方は、公務員の方もいれば、民間の方もどちらもありいらっしゃるというのが現状です。

#### ○石田委員

ありがとうございます。こういう細やかな対応は、孤独、孤立対策とか、あと、子供の貧困の連鎖の断ち切りとか、いろいろと中身は非常に深いものがたくさん、この住宅というところ、住居ということの切り口としながらも非常に深いなどは拝見したのですが。逆を言うと、やはり地域で担える人を今後どれだけ確保できるのかというのを考えると、いろいろなものが並行して走っているものを、どのように連携をしながら、いろいろと効率的にということか、お金を上手に使って支援にいかしていくのかということが少し課題なのかという感想を持ったりしたのですが、何か今、そういうようなことで取り組まれていることが、もしあれば教えてください。

#### ○社会・援護局

おっしゃるとおり、人材確保、担い手の確保というのは、この事業を行う上で大きな課題だと思っております。指摘されることで多いのが、例えば委託する場合に、今、単年度契約が多くなっているということなのです。これは、自治体の場合のルールとして単年度契約が多いのですが、これを複数年度にすることで、法人としては安定した収入が見込めると言えますし、支援員の方も、自分の雇用も安定するということで、そうすることのほうが、そうしてもらえると有り難いという声をよく頂戴します。

ただ、自治体の中では、やり方によっては複数年度契約が可能な場合もあるので、私ども、昨年度の調査研究事業で、複数年度契約をやっている自治体の例を幾つか収集しまして、これをガイドラインという形で周知しようと思っております。そうした好事例を積み重ねて、なるべく複数年度契約が増えれば安定という面では増えるのかと思っております。

ほかには、こういった仕事をやっていただく上で資格を取る方がいらっしゃるのですが、自立相談支援事業の補助をする際に、資格を持っている方が一定割合いれば補助の加算を付けるみたいなことを、今年度予算から行いました。そうすることで、働いている方は資格を取るというインセンティブにもなりますし、そういった支援の質の観点で、資格を持っている方を多くそろえている法人が受託しやすくなって、それがまた、法人の人材確保にもつながるのかと思っております。

あと、もう1つは支援者への支援という考えも、私どもは大事かと思っております。支援者の方は、やはり困窮者の方はいろいろな課題を抱えていて、なかなか自分の力だけではどうしようもなくてバーンアウトしてしまうという方が多くいらっしゃると思いますので、支援者を支援するようなネットワークを各地でできるようになれば、困難ケースがあった場合に、スーパーバイズしてもらおうとか、あとは、お互いの情報を交換することで、支援員としても楽になるのかということ、そうした中間支援組織の立ち上げについて国から補助をして、そうした支援者支援を通じて支援員

の確保ですとか支援員の質を上げていきたいと、今、考えております。

#### ○石田委員

ありがとうございます。大変、重要なお話で、ソーシャルキャピタルをどのように上げていくのかというところの、本当にポピュレーションアプローチのところをどうするのかという中間支援のところもそうだと思うのですが、すみません、この事業に限らず、厚労省さん、あるいはほかの省庁とも連携して、是非、そのところは推進いただきたいというところです。ありがとうございます。

#### ○総括審議官(行政改革推進室長)

今の関係で、島田委員からコメントと質問をお預かりしています。コメントの方から申しますと、先日の世田谷の視察に行かれたときの印象として、非常に衝撃を受けた、非常に重要な意義深い機会だった。その中で、相談員として働いている方々のモチベーションが何なのかというお話を伺った際に、社会の最前線だと感じられることがモチベーションだ、と。それから、社会の課題が何なのかということを実感できる仕事だ、ということ。一方で、課題に目が行ってしまうのですけれども、相談に来られている御本人に意識を向けることが大事だと。マクロとミクロということかと思いますが、そういうことを伺う機会だったということ。その中で、先ほどの石田委員のお話と重なりますが、相談員の方のモチベーションとか、ウェルビーイングというのが非常に重要だということに気付かされた、ということが、島田委員からお預かりしているコメントです。

それから、質問は、この相談窓口に来られる方々に共通する課題、傾向、そこから得られる学びや気づき、今後のアクションにつながるものとして、どういうものがありますか、というのが、お預かりしている質問です。よろしくお願いします。

#### ○社会・援護局

ありがとうございます。令和4年度の数字になりますけれども、新規相談者の相談内容ということで、私どもはデータを取っています。そこで一番多かったのは収入・生活費のことということです。次いで、仕事探し、就職について。また、家賃やローンの支払いのこと。そして、病気や健康・障害という順で多くなっています。

そこで得られる気づきということですが、これは数字上というよりも、私どもがいろいろな全国の支援者の方からお聞きしている話ということになるのですが、御本人が収入・生活費のことで相談をして、いろいろ話を聞いていると、その背景に、例えば御家族の問題があるとか、その方の養育のときの問題があるとか、いろいろ本質的な課題が見えてくるということで、相談の入口自体は収入や生活費のことであっても、その方の自立につなげようと思うと、それ以外の課題に対応しなければいけないとい



うことで、そこで生活困窮者自立相談支援機関だけではなく、様々な支援機関と連携することが必要であるということをよく聞いていますので、まずは相談に来ていただくことが、島田委員のお言葉を借りることになりますけれども、その方にとっての今後のウェルビーイングにつながっていくのかなと考えています。

○総括審議官(行政改革推進室長)

島田委員、今のやり取りをお聞きになって、また追加のお話等がありましたらお願いいたします。

○島田委員

ありがとうございます。共通した課題や傾向といったことの裏にあるものとして、例えばですけれども、幼少期のときの体験とか虐待、孤立とか孤独など、社会の中において問題であることの表れが、そういった相談になるということだと思いますので、そういった意味で、この自立支援の所で働いていらっしゃる方が直面して受けている内容というのは、実は国としてもものすごく重要なものが含まれていると感じています。このことは、実は先ほどのハローワークさんの就職氷河期のことにもつながりますし、それから、実は麻薬だとか覚醒剤とかに全部つながっていると、今回、厚生労働省からの事業を受けさせていただいて思いましたので、1個1個の事業のことも大事なのですが、社会で起きていることに対して、どんなふうに私たちが関わって、気付いて対応できるかといった点も、こういったレビューの大事なところかなと思いますので、できることをやっていきたいと思います。よろしくお願いたします。ありがとうございます。以上です。

○総括審議官(行政改革推進室長)

島田委員、ありがとうございます。松村委員、お願いたします。

○松村委員

まず現地視察でいろいろ教えていただき、ありがとうございました。それで、ほかの部署との連携がうまくいっていると感じました。ハローワークから、こちらのほうがよいと回ってくるもの、逆、あるいは区役所内のほかの部署との連携というのも強く感じたのですが、あれは全国的にと言うと変ですけれども、ああいう感じで、連携は全般的にうまくいっているのでしょうか。あれは良い例だったということなのでしょう。把握するのが難しいことは分かるのですが、もし何かあれば教えてください。

○社会・援護局

ありがとうございます。私どもとして、客観的な数字は持っていませんが、感覚としては視察していただいた世田谷区の取組は一般的なものだと思います。というのも、この事業自体は、いろいろな支援策はあるのですが、それだけが全てではないということを初めから認めた上で、自分たちができないところは他の支援機関と手を繋いで支援するんだということを、我々はいろいろな場でも申し上げていますし、研修の場でもそのように伝えていきますので、支援員の方は自分ができないことは、ほかと連携しようというような考えでいると思います。資料で申し上げますと3ページです。今日は説明を省いたのですが、支援のポイントの上から3つ目に、支援にあたっては法に定める各種事業、これは生活困窮者自立支援法の中の事業ですが、あとは法外の関係事業に加えて、インフォーマルな取組などと連携ということを書いています。正に制度外の事業に加えてインフォーマルな取組、例えばフードバンクとか子ども食堂、あと民生委員とか、そういったものとも連携しようということをいろいろな場で申し上げますので、連携という点で申し上げますと、全国的にある程度はできているのかなと考えています。

#### ○松村委員

ありがとうございます。一遍に聞けばよかったのに、ばらばらですみません。仮に最初はこの事業の窓口、それで問題点が相談の結果としていろいろ分かってきて、自分も自覚できるようになり、これならハローワークで聞いても大丈夫だということまで行って受け渡すことが仮にあったとすると、最終的にハローワークで就職ができて増収できたという場合に、ここのアウトカムは、申請者も、それから、うまくいったところの分母も分子も両方入るのか。あるいは、出口がここでなかったから両方入らない、あるいは成果のほうだけ入らないとか、そういうことはあるのでしょうか。

#### ○社会・援護局

ありがとうございます。今の御質問の答えとしては、どちらも二通りあるということかと思えます。というのは、まず窓口で相談の方が来てお話を伺って、この方はすぐにハローワークの支援を受ければ就職に結び付くだろうという方は、そのままハローワークの窓口を案内するというを行います。一方で、お話を伺ってアセスメントをした結果、ちゃんと働くまでに少し準備が要るとか、ほかの支援が要るなという方は、この自立相談支援事業の中で支援計画というプランを作ることになります。このプランを作った方について最終的に一般就労などで就労に結び付くと、申し上げた数字上の就労ということになります。

#### ○松村委員

なるほど。最後の出口は、そちらでもちゃんとカウントしているということですね。

安心しました。それから、また違うことを言って申し訳ないです。この成果指標ですけれども、ほかの事業でも同様のものが多いのですが、前年度の実績を上回ることでとすると、もし前年度の値がすごく低くなれば自動的に目標値が切り下がってしまう。気持ちはとてもよく分かるのですが、やはり、これは最後の手段。本来望ましいのはこういう水準ではないかということがあるなら、それは積極的に出すべきだと思うのですが、これは難しいのでしょうか。

#### ○社会・援護局

御指摘、ありがとうございます。確かに理想の数字を掲げた上で段階的に達成していくことが通常かと思います。御指摘を受けて、また改めて思いましたのは、我々も少し志が低いと言いますか、前年度を超えればいい、ちょっとずつ前進していけばいいという意図でそういうふうにしたのですが、そこは今後、改善・工夫の余地があるかと思っています。

#### ○総括審議官(行政改革推進室長)

いかがでしょうか。関委員、お願いいたします。

#### ○関委員

御説明ありがとうございます。本事業は大切な事業だと思っております、適切に評価していければという観点から、主に2つ、プラスアルファあるのですけれども、コメントさせていただきます。

1点目は、先ほど来、他の委員からも話題にありましたが、担い手をどう育てていくって確保していくかという点についてです。行政実務の現場ではいろいろな相談を1人の方が受けるということで、窓口職員のスキルの向上がとても重要だと私も思っています。先日、視察させていただいた現場はとてもスキルを持った方が、それも長年にわたって相談支援に取り組んでいらっしゃるだったので、非常に望ましい事例だったと拝見いたしました。必ずしも全国多くの自治体がそういった方を抱えていらっしゃるわけではないので、全国的に、住んでいる地域であまり差がないような、そういった相談をできる方をどう育てていくって雇用していけるかが重要ではないかと思っています。

それに向けて、先ほども御説明があったように複数年契約とか、資格を持っている人への補助など、いろいろなことを検討はされていますが、この事業の評価に当たっても、そういった適正な人員配置をしていることを、より評価するといったことができないものか。どういうものを具体的評価指標に当てていくか、私もよく分かっていないですけれども、もう少し、それを評価にすることで多くの所で良い人材を雇用して育てていこう、そういった人たちに外注していこうとなるように、国としても現場

の福祉職の配置を増やすとか、いろいろな指針を出して、指針達成率といったことを御検討いただければと思ったのが、1点です。

もう1点は、単身高齢者世帯の増加を受けた自立支援法の改正も踏まえて、高齢者の支援が本事業でも今後、ますます重要になってくると思われれます。そうした中、自立の意味というのが若年者とか中年者とは必ずしも同じではなく、高齢者の場合は必ずしも就労支援が必要であったり増収が必要ではないと思っています。もちろん、その点、先ほどもお話いただいた中で、自立には日常生活の自立と社会生活の自立もあるというお話でしたが、そうすると、この事業の評価においても、そういった観点を取り入れる必要があるのではないかと考えています。例えば高齢者にとっては、減収したほうが、その人の生活にとってはいいのではないかとということ、本人が受け入れるための相談が逆に重要だったりする場合がありますし、この事業で、どうしても増収とか就職を1つのキーワードとして評価しているところはあるのですが、そこをもう少し評価する視点も変えていく必要があるのではないかと考えました。ということで、自立支援事業利用者のうち、就労・増収した者の割合が前年度実績値を超えることはという点について、御一考いただければと思っています。

先ほど、前年度と比較した指標についての御指摘がありました。例えばプラン作成に当たって、どういうふうに達成したかという成果指標についても、各人、目標値とか達成しようとする内容で自立というものはそれぞれ人によって異なると思いますので、それぞれの人が目標としたものの中でどれぐらいの割合を達成できたか、それを前の年と比べるのではなく、その達成度がどれぐらい上がっていったかといった形で、それぞれの目標に合わせた達成率を、もう少しこの評価にも反映できる工夫ができないかと思っています。あと、先ほど他事業との連携の話もございましたが、その点も重要であると思って、それも成果指標において評価できないかとも考えています。

また、最初に相談に来た方が、その後、その相談で納得したという場合もあるかと思えますけれども、納得しない中、結局、相談支援につながっていないまま、ほかの所をたらい回しになってしまったという事例もあるのではないかと想像しています。そういった点についても、もう少し御検討いただいて、相談に来た方を適切に次の相談に、それも継続的な相談につなげられるような仕組みについても、より力を入れていっていただければと思いました。以上です。

○総括審議官(行政改革推進室長)

お願いします。

○社会・援護局

ありがとうございます。御指摘いただいた点は、それぞれこの事業の本質に関わる話で重要なものばかりかなと思っています。それを成果指標としてどういった取り方

ができるのかとか、どういった成果指標を見ていくのが適切な評価につながるかといったことを、私どもは悩みながら今まで考えてきたのですが、今回の議論も踏まえまして、今、御指摘いただいたものを、どう項目として出せるかというのは、よく考えていきたいと考えています。

#### ○総括審議官(行政改革推進室長)

ほかにかがででしょうか。引き続き質疑は深めていただくことが可能ですが、コメントシートを先生方から頂戴しましたので、とりまとめに向けた調整にも入りたいと思います。しばらくお時間を頂戴します。石田委員、お願いします。

#### ○石田委員

まとめている間なので、単純に教えてくださいというだけなのですが。これは先ほど来、目標が積極的に立てられるものなのかということ、つらつら考えていたのですけれども、支援を受けたい人がいるのに支援しきれていないという問題意識だとすれば、支援はより多く、ちゃんと受けられるようにすべきであるということだと思いますが、世の中が支援することによって支援を受けなくてもいい人が増えていく、すなわち、支援が必要な人が減っていくというのがウェルカムなのかかなと思って。この目標で、支援をする人の人数とか、改善した率はいいと思いますけれども、何かその辺の考え方というのは、言うのはこっちからいろいろなことは言えるのですが、実態としてどういうものを目指すべきなのか、何かお考えがあれば、是非、教えてください。

#### ○社会・援護局

ありがとうございます。非常に難しい御質問で、少なくとも私はこれまであまり考えたことがなかった論点なのかなと思っています。ですので、組織としての回答というよりも、私の個人的な見解も含まれるのですが、確かに理想としては支援を受ける方が減っていくのは大事なのかなと思っていますけれども、なかなか実際はそうはならないのかなと。経済状況が悪くなれば経済的に困窮する方は増えますし、今、生きづらさを抱えている方というのは、支援をしていく上で課題が緩和していくことはあり得ると思いますが、それがまた、いつ落ちてしまうか分からないというのがありますので、そうした場合、また再度の相談につながってくるであろうかと思っています。

この事業自体は、同じ方が何年も関わり続けているということもあると聞きますので、そうした意味でいうと、減っていくことはなかなかないのかなと思っています。そうすると、新規相談件数が減るのがいいことなのかということ、そこは我々としては、まだ支援につながっていない方がある程度いると思う以上は、減っていくことを目指すことは、まだできないのかなというのが、今、私の考えたことです。

○石田委員

ありがとうございます。私も答えがあって伺っているわけではなくて、やはり生きづらさを抱えている人たちが、それでも内に籠もってしまっているということではなくて、何らか社会とも関わりを持ちながら少なくとも御本人としては健康に、幸せに生きているという実感が高まっている方を地域にどれだけ増やせるのだろうか。どうやって、それを指標として取っていくのかというのは非常に難しいと思いますけれども、その中で、短期での目標を設定するのは非常に難しいなと思ったのです。恐らくそういう研究をされている方もいっぱいいると思うので、引き続き何を取ったらいいのかは、また御検討いただけるといいかなと思います。ありがとうございます。

(とりまとめコメント案作成中)

○総括審議官(行政改革推進室長)

よろしいですか。では、大屋先生、お願いします。

○大屋委員

それでは、とりまとめコメント案について御紹介いたします。

本事業は生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして設けられた生活困窮者に対する自立相談支援等を行うものであり、今般の法改正において、住宅確保が困難な方への居住に関する相談支援の明確化など居住支援の強化のための措置を講ずることとされたところである。

このため、本事業における法改正の効果を測定できるよう、居住支援に関する成果指標を新たに設定すべきである。

また、現在の成果指標(短期アウトカム)は、「自立に向けた改善が見られた者の割合」という支援者側の視点による指標を設定しているところであるが、相談者に寄り添った支援が重要であること、高齢者の増加により自立の意味も経済的な側面にとどまらない広がりを持つようになっていることから、相談者と支援者双方が納得した改善状況とするなど、相談者側の視点に立った成果指標についても検討する必要があると考える。

ただし、相談者の納得度等だけでは、その有効性を適切にはかることは困難であることが考えられるため、現行の成果指標(長期アウトカム)である「就労・増収した者の割合」といった客観的に評価できる指標を必ず盛り込むことが適切であると考え。また、他制度へのつなぎ、情報提供などにより終了した案件が本当に適切な解決に結び付いたかフォローすることについて検討すべきである。

さらに、支援者側である相談員のやりがい・ウェルビーイングという側面も本事業

を支える上で必要不可欠であることから、成功事例の自治体間での共有や相談員に対する支援や研修の充実等を図るとともに、指標として把握することに取り組むべきである。

また、地域の担い手が限られる中、本事業が効果的な人材活用の方法となっているかエビデンスをもって説明ができるようにすべきである。

国においては、様々な困難を抱える方々が制度の間に陥らないよう、本事業でのプラン作成に至らない者や自立過程で自治体をまたいで転居する者についても、関係機関や自治体間で連携して効果的な支援を行っていくことが重要であると考えている。

以上です。

○総括審議官(行政改革推進室長)

ただいまのとりまとめコメント案につきまして、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。関委員。

○関委員

正確に把握できているか分らないですが、途中で、「就労・増収した者の割合といった指標を必ず設ける」とあったかと思います。確かに正確な指標が重要であると私も思っていますが、就労・増収といった指標がいいのかという点は、先ほども疑問を述べたところです。なので、ちょっと表現の仕方にもよるかと思いますが、必ずそれを設けるのか、そういった客観的な指標を設けるという話にするのか。書きぶりについて、うまく聞き取れなかったので御確認いただければと思いました。

○大屋委員

これは、客観的に評価できる指標を必ず盛り込むという趣旨で、それに対する例示として、現行のアウトカムである就労・増収した者の割合を挙げているという理解です。

○関委員

ありがとうございます。それでしたら結構です。

○総括審議官(行政改革推進室長)

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

(各委員了承)

○総括審議官(行政改革推進室長)

それでは、先ほどのとりまとめコメント案で御了解いただいたものと取り扱わせていただきます。ありがとうございました。公表に当たっての具体的な記載ぶりにつきましては、大屋委員と私どもに御一任いただければと存じます。よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして本事業は終了といたします。これにて公開プロセスについても終了いたします。本日は長時間にわたる御意見、御議論、また貴重な御助言を賜りまして、ありがとうございました。以上で終了とさせていただきます。